

体育館を使用するときは

市民体育館について、市では「条例」をつくって、使用許可や管理のことを定めております。

その中から、利用者に関係のある部分を要約してご紹介いたします。

○使用の許可

体育館を使用するときは、使用の日の7日前までに管理者の許可を受けなければなりません。

○使用の制限と許可の取消または停止

次のようなときは、体育館を使用することができません。

- 1, 公共の利益を害すおそれがあるとき
- 2, 建物や附属設備をこわしたり、よごすおそれがあるとき
- 3, 使用についてのきまりや条件に違反したとき

○特別設備と目的外使用の禁止

- 1, 使用者は、管理者の許可を受けずに特別の設備をしたり、体育館の設備をかえることはできません。
- 2, 使用者は、許可を受けた目的以外に体育館を使用したり、使用の権利を他人にゆずることはできません。

○行為の禁止

使用者や入場者は、体育館において特別の許可を受けない限り、次のような行為をすることは禁止されております。

- 1, 定員をこえる入場
- 2, 火気の使用
- 3, 飲食物やその他の物品を販売したり陳列すること
- 4, 広告を掲示したりビラをまくこと
- 5, 危険物や他人の迷惑になるような物を持込んだり、動物を連れこむこと

○原状回復と損害賠償

- 1, 使用者が体育館の使用を終わったときは、すぐもとどおりになおすこと。
- 2, 使用者が建物等をこわしたときは、損害を賠償しなければならないこと

〔体育館の使用料金〕

使用 時 間			昼		間		夜		昼夜間		全 日	
			時 8 ~ 12	時 12 ~ 17	時 8 ~ 17	時 17 ~ 22	時 12 ~ 22	時 8 ~ 22	時 8 ~ 22			
区 分												
競 技 場	アマチュアスポーツの場	入 場 無 料	1.000円	1.200円	2.000円	1.500円	3.000円	4.000円				
		入 場 有 料	2.000	2.500	4.000	3.000	6.000	8.000				
	営利営業を目的とした場	入 場 無 料	3.000	3.500	6.000	4.500	9.000	12.000				
		入 場 有 料	4.500	5.000	9.000	7.000	13.000	18.000				
	営利、営業を目的とする場合		9.000	10.000	18.000	14.000	26.000	36.000				
会議室の使用 (1室につき)			300	400	700	500	1.000	1.500				
会場整備のための当日以外の使用			1日につき 3.000円以内									

- 1, 土曜日、日曜日、祝日に使用する場合の使用料は3割増
- 2, 電気料、電話料、暖房料は、別に実費を徴収します。

- 3, 許可された使用時間をこえて使用した場合は、その使用時間区分の右欄に掲げる額の時間相当額とします。ただし、全日使用の場合は、この欄に掲げる額の時間相当額。

市民体育館へ次の方がたから
金品のご寄附をいただきました
厚くお礼申し上げます

○どん帳 日立製作所

- 舞台幕つり物装置一式 久保田鉄工株式会社
- フルコンサート・グランドピアノ 秋田銀行大館支店
- 長 テーブル40卓 大館木材クラブ
- 演 壇 1 組 角弘大館支店
- 照 明 器 具 昭和電機株式会社
- 大型電池時計2個 徳丸時計店
- 大型電池時計1個 全電通労組東北地方本部
- ウォータークーラー1個 阿部電気商会
- 大花ビン1個 金沢セトモノ店

- 花ビン1個 中島セトモノ店
- 鏡 1 枚 協働社大館支店
- お杉わらべ1組 大館工芸社
- カーテン 原貞商店
- 長椅子5脚 吉田産業大館支店
- 折たたみ椅子500脚 秋北バス株式会社
- 折たたみ椅子1脚

- 工 藤 呉 服 店 吉田時計店(田町) 金 沢 家 具 店
- マルヨネ商店 泉 靴 店 大館電気商会 佐藤洋服店
- ひらきストール 千葉家具店 トノムラ洋品店
- AK商会 佐川自転車店 武田家具店 佐藤京呉服店
- 斎 作 呉 服 店 堺谷ハキモノ店 文 久 堂
- 現金 市民体育館建設期成同盟会 立正佼成会
- 巴組鉄工所
- 斎藤治三郎

